

長野県ボート協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当協会は、「長野県ボート協会」と称する。

(本 部)

第2条 当協会の本部を、下諏訪体育館(長野県諏訪郡下諏訪町 4611 番地 11)に置く。

2 事務局を本部に置く。

(目 的)

第3条 当協会は、長野県ボート界の円滑なる運営をはかり、ボートの普及および発展を目的とし、その目的達成のために必要な事業を行なう。

第2章 組 織

(組 織)

第4条 当協会は、役員および当協会に加入するボート団体(以下所属団体という)をもって組織する。

2 当協会への加入は、(社)日本ボート協会競漕規則第18条に定める資格を有する者で構成された、団体または個人とし、理事会の承認を要する。

3 所属団体は、会費を納入しなければならない。

4 加入に必要な手続きおよび会費の額は、理事会の定めるところによる。

(役 員)

第5条 当協会に次の役員をおく。

- | | |
|----------|-----------------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 理事長 | 1 名 |
| (4) 副理事長 | 2 名以内 |
| (5) 理 事 | 若干名 |
| (6) 評議員 | 若干名(所属団体代表 1 名) |
| (7) 監 事 | 3 名以内 |

(役員 の 任 命)

第6条 役員 の 任 命 は 次 の と お り と す る。

(1) 会長および副会長は、総会において選出する。

(2) 理事長・副理事長・理事および監事は、総会において指名した者を会長が委嘱する。

(3) 評議員は、各所属団体から選出された者を会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、当協会を代表し、当協会を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時または不在の時は、その職務を代行する。
- (3) 理事長は、理事会を主宰し、専門部の事業を監督する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時または不在の時は、その職務を代行する。
- (5) 理事は、専門部の事業を企画・運営するとともに、当協会の事業を審議決定する。
- (6) 評議員は、所属団体との連絡調整にあたり、当協会の事業に参画する。
- (7) 監事は、当協会の事業および会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問および参与)

第9条 当協会に顧問および参与をおくことができる。

2 顧問および参与に関する事項については、別に定める「顧問・参与規程」による。

第3章 会 議

(会議の種類)

第10条 当協会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総 会)

第11条 総会は、最高決議機関とし、毎年4月に会長が招集する。

ただし、次の場合は臨時に招集しなければならない。

- (1) 会員の3分の1以上の要求があったとき
- (2) 理事会において必要と認めたとき

2 総会は、会長・副会長・理事長・副理事長・理事および評議員をもって構成し、次の事項を審議・決定する

- (1) 役員の選出に関する事
- (2) 規約の制定および改廃に関する事
- (3) 事業計画に関する事
- (4) 予算および決算に関する事
- (5) その他重要な事項に関する事

3 総会は、3分の2以上の出席によって成立する。

4 総会の議長は、会長が行なう。

- 5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会)

第12条 理事会は、総会に次ぐ決議機関とし、会長が招集する。

- 2 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長および理事をもって構成し次の事項を審議・決定する。
- (1) 総会において委任された事項に関する事
 - (2) 総会を招集する時間的余裕のない、緊急事項に関する事
 - (3) その他規約に定められた事項に関する事
- 3 理事会は、3分の2以上の出席によって成立する。
- 4 理事会の議長は、理事長が行なう。
- 5 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第4章 専 門 部

(専門部の種類)

第13条 当協会の円滑な事業遂行をはかるため、次の専門部を置く。

- (1) 総務部
 - (2) 財務部
 - (3) 強化部
 - (4) 普及部
 - (5) 競技部
 - (6) 審判部
 - (7) 施設部
- 2 各専門部は、別紙「専門部業務分担表」に定める業務を行なう。

(部 員)

第14条 各専門部に、部長1名・副部長1～2名・および部員若干名を置く。

- 2 部長および副部長には、理事があたる。
- 3 部員は、部長の指名による。

(理事長との連携)

第15条 専門部は、事業の遂行にあたり、常に理事長および副理事長と緊密な連携をはかることとする。

(部長会)

- 第16条 理事長は、事業遂行の調整をはかるため、部長会を招集することができる。
- 2 部長会は、必要に応じ理事の出席を求めることができる。

第 5 章 財 務

(経 費)

第 17 条 当協会の経費は、次の資金による。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(会計年度)

第 18 条 当協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計帳簿等)

第 19 条 財務は、会計帳簿および財産目録を備え、現況を明らかにしておかなければならない。

第 6 章 補 則

(特別会員)

第 20 条 当協会に特別会員として、名誉会員ならびに賛助会員を置くことができる。

2 特別会員は、理事会において決定する。

(委 任)

第 21 条 この規約に定めてあるもの以外で、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、昭和 49 年 4 月 1 日から制定実施する。

(これに伴い昭和 46 年 6 月 1 日制定の長野県漕艇協会規約は廃止する)

この規約は、昭和 51 年 4 月 1 日から一部改正実施する。

この規約は、昭和 57 年 4 月 1 日から一部改正実施する。

この規約は、平成 7 年 4 月 1 日から一部改正実施する。

この規約は、平成 10 年 4 月 16 日から一部改正実施する。

この規約は、平成 13 年 4 月 13 日から一部改正実施する。

この規約は、平成 14 年 4 月 15 日から一部改正実施する。